

令和6年度 障害者総合福祉推進事業
「自治体における就労継続支援事業所の要件確認、就労継続支援の報酬体系及び一般就労中の障害者の休職
期間中における就労系障害福祉サービス等の実態に関する調査研究」に係る
相談支援事業所等に対する実態調査

以下のアンケートにご協力ください。
ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。
一時保存する場合は一時保存ボタンを押してください。
一時保存ボタンを押した時の入力内容が保存されます。
再開する場合は、メール記載の本アンケートURLからアクセスしてください。

一時保存

※ は、必須項目です。

本調査は、全国の相談支援事業所、及び高次脳機能障害支援機関における復職支援の実施状況等を把握することを目的として実施いたします。
回答の集計結果は統計的に処理し、登録いただいた情報は調査分析以外の目的で使用されることはありませんので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

＜調査時点について＞

特に指定がない場合は、【令和6年8月1日現在】の状況をお聞かせください。

＜本調査に関するお問い合わせ先＞

株式会社インサイト（担当者：大塚・関原）

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-8-31

TEL：06-6449-5115（事務局 平日9:30-17:30）

E-mail： insight@insweb.jp

※メールが最も確実に連絡が取れます。出来る限りメールでのお問合せをお願い致します。

はじめに、当てはまる属性別に基本情報をお答えください。

【相談支援事業所】

Q1. 事業所番号

Q2. 法人格

- ☐ 社会福祉法人
- ☐ NPO法人
- ☐ 一般社団法人
- ☐ 営利法人（株式会社・有限会社・合同会社等）

その他

☐

Q3. 法人名

Q4. 事業所名

Q5. 指定権者（指定を受けた自治体）名

Q6. 支援拠点機関名

Q7. 所在都道府県

令和4年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、令和6年4月1日より、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることが法令上位置付けられました。
また、その取り扱いに関する留意事項については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和6年3月29日最終改正：障発0329第7号。以下、「R6留意事項通知」といいます。）により示されています。

以下の設問は、上記の就労系障害福祉サービスの一時利用のうち、休職からの復職を目指す障害者に対する「復職支援」の地域における状況等についてお聞きします。

令和5年度と比較して、一般就労中の障害者の休職期間中における就労系障害福祉サービスによる復職支援に関する相談や問合せに変化はありましたか。

Q8.

- ☐ 復職支援に関する利用者本人・家族からの相談・問合せが増えた
- ☐ 復職支援に関する企業からの問合せが増えた
- ☐ 復職支援に関する医療機関からの問合せが増えた
- ☐ 復職支援に関する相談や問合せは受けたことがない

その他

☐

Q9.

貴事業所・機関が主に対象とするエリアに、復職支援を実施している機関・事業所の充足状況はいかがですか。

- ☐ エリア内に復職支援を実施している機関・事業所があり、特に不足は感じない
- ☐ 地域障害者職業センター（各都道府県1～2か所）が、近隣にない
- ☐ 復職支援（リワーク）を実施している医療機関が、近隣にない
- ☐ 復職支援を実施している障害福祉サービス事業者が、近隣にない
- ☐ 地域にある復職支援を実施している機関・事業所を把握していない

その他

☐

Q10

貴事業所・機関では、障害福祉サービスでの復職支援を希望する利用者に対し、R6留意事項通知の1（1）②イb及びcで示されている復職支援の利用条件や留意事項について、確認を行っていますか。

- ☐ 確認を行っている
- ☐ 確認はしていない

（復職支援の利用に必要な要件を確認している場合）どのように確認していますか。

- ☐ 雇用先企業からの資料で確認している
- ☐ 休職に係る診断をした主治医からの資料で確認している
- ☐ 本人または親族等からの聞き取りで確認している
- ☐ 支給決定自治体に電話等で確認している

その他

☐

011 障害福祉サービスによる復職支援を受けたいという利用者等から、次のような相談を受けたことがありますか。その頻度もあわせてお答えください。

	よくある	まれにある	あまりない	全くない
雇用先企業や主治医からの資料をもらう手伝いをしてほしい	☐	☐	☐	☐
復職支援を受けることに関して雇用先企業の理解を得られにくい	☐	☐	☐	☐
雇用先企業との面談に同席してほしい	☐	☐	☐	☐
雇用先企業との間に立って調整してほしい	☐	☐	☐	☐
主治医からの資料をもらいづらい	☐	☐	☐	☐
主治医の診察に同行してほしい	☐	☐	☐	☐
行政への支給申請を手伝ってほしい	☐	☐	☐	☐
行政の支給決定がおりない	☐	☐	☐	☐
その他	☐	☐	☐	☐

→その他の場合（具体的にお聞かせください）

012 上記のような利用者に対し、過去3年間に貴事業所・機関で相談支援を実施した方について、就労系障害福祉サービス事業所等による復職支援

の利用に至らなかった件数、及びサービス利用等計画を作成した件数を、結果・サービスごとにお答えください。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定がおりなかった	 件	 件	 件
支給決定は受けたが、サービス利用に至らなかった	 件	 件	 件
就労移行支援	 件	 件	 件
就労継続支援A型	 件	 件	 件
就労継続支援B型	 件	 件	 件
生活介護	 件	 件	 件
自立訓練	 件	 件	 件
その他	 件	 件	 件

→その他の場合（具体的にお聞かせください）

貴事業所・機関で、就労系障害福祉サービス事業所等による復職支援に
Q13 関する相談支援を行う際、次の項目に関してどの程度重要視している

か、お答えください。

	全く重要視していない	あまり重要視していない	普通	重要視している	かなり重要視している
利用者本人の意思	☐	☐	☐	☐	☐
利用者の家族の意向	☐	☐	☐	☐	☐
主治医の意見	☐	☐	☐	☐	☐
雇用先企業の意見	☐	☐	☐	☐	☐
主治医との連絡調整	☐	☐	☐	☐	☐
雇用先企業との連絡調整	☐	☐	☐	☐	☐
支給決定自治体との連絡調整	☐	☐	☐	☐	☐
受入先事業所の復職支援プログラムの内容	☐	☐	☐	☐	☐
受入先事業所の環境・雰囲気	☐	☐	☐	☐	☐
受入先事業所への通いやすさ	☐	☐	☐	☐	☐
その他	☐	☐	☐	☐	☐

→その他の場合（具体的にお聞かせください）

相談支援の立場から、休職から復職を目指す障害者への支援として有効
①4 だと考えるプログラムについて、下の実施形態（例）より上位3つを選んでお答えください。

第1位

選択してください



→その他の場合（具体的にお聞かせください）

第2位

選択してください



→その他の場合（具体的にお聞かせください）

第3位

選択してください



→その他の場合（具体的にお聞かせください）

＜プログラムの実施形態（例）＞

- ・ 認知行動療法・・・認知の偏りを修正し、問題解決を手助けする精神療法
- ・ 心理教育・・・疾病理解、症状の自己理解（セルフモニタリング）、セルフコントロール等の習得や活用支援を主目的としたもの
- ・ グループワーク・・・集団で様々なテーマについて話し合ったり、職場を想定し、利用者間で役割分担を決めて何らかの共同作業を行ったりする
- ・ コミュニケーショントレーニング・・・対象者が問題と感ずることをテーマ

に、問題解決に向けて、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や、アサーショントレーニング等のプログラム（講義、ロールプレイ、意見交換等）を行う

- ・ 作業訓練・・・休職前の職場で行っていた業務や、復職後に想定される業務を行ったり、利用者が希望する作業を職場と同様のタイムスケジュールで行ったりする
- ・ 代償手段（代替手段）の獲得…身体障害、高次脳機能、難病等、障害の影響に応じた新たなスキルに関する知識や技術習得（例：記憶障害における手帳やICレコーダーの活用、遂行機能障害における作業手順票（事前に手順は確認する）やアラームの活用等）のためのプログラム
- ・ 運動・リラクゼーション・・・心身のリラクセスを促すことや、体力増進、ストレス解消、周囲とのコミュニケーション等を意図したプログラム
- ・ マインドフルネス・・・参加者のストレス耐性の向上や自分の思考や感情への客観的視点を育てること等を目的とした、マインドフルネスの概念やスキルの学習・実践
- ・ 自己管理支援・・・安定して働くための生活習慣の構築や体調管理の準備等を支援する
- ・ 働くこと・キャリア形成・・・これまでの働き方の振り返りと今後の働き方について考える時間を持ったり、働くことについて考え、モチベーションの向上を図る復職セミナーやミーティングなどの実施
- ・ その他のプログラム・・・個人面談、通勤訓練、動機付け等、上記のいずれにも該当しないプログラム

015

相談支援の立場から、就労系障害福祉サービス事業所等による復職支援について、課題だと感じる点があればお答えください。

- ☐ 制度に関して、障害者本人・家族等の理解・周知が進んでいない
- ☐ 制度に関して、医療機関（主治医等）側の理解・周知が進んでいない
- ☐ 制度に関して、企業側の理解・周知が進んでいない
- ☐ 制度に関して、障害福祉サービス事業者側の理解・周知が進んでいない
- ☐ 事業者側のサービス提供の質が伴っていない
- ☐ 復職支援サービスを提供している事業者が少なく、利用しづらい
- ☐ 高次脳機能や難病等、障害特性に特化した復職支援サービスを提供している事業者が少ない
- ☐ 自治体における支給決定要件の確認手続きが確立されていない
- ☐ 課題は特に感じない

その他

☐

016

相談支援の立場から、地域（貴事業所・機関の対応可能エリア）における復職支援について、課題だと感じる点があればお答えください。

- ☐ 復職支援を提供している医療機関、支援機関が少ない、または存在しない
- ☐ 高次脳機能や難病等、障害特性に特化した復職支援サービスを提供している事業者が少ない
- ☐ 地域全体として、復職支援における支援の質が伴っていない
- ☐ 課題は特に感じない
- ☐ その他

017

休職からの復職を目指す一般就労中の障害者に対する復職支援について、お感じのことがあればお答えください。

確認

一時保存